

介護保険 住宅改修について

介護保険では、サービスのひとつとして住宅改修費の支給を行っています。
利用を希望する方は事前申請が必要となりますので、改修工事を行う前に、
担当のケアマネジャー又は福祉課介護保険係（８３－３５１７）までご相談
ください。

○ 対象者

小千谷市より要介護認定（要支援・要介護）を受けている方

○ 対象となる改修工事

- ・ 手すりの取付け
- ・ 段差の解消
- ・ 床材の変更（滑り防止・移動円滑化など）
- ・ 扉の取替え（引き戸などへの変更）
- ・ 和式便器から洋式便器などへの取替え
- ・ その他（上記に付帯して必要な工事）

○ 支給の条件

- ・ 対象者が現在生活している住宅の改修であること
- ・ 対象者が現在生活している住宅と被保険者証に記載の住所が一致すること（要確認）
- ・ 支給を受けたい方の心身の状態や、住宅の状況などから今必要な改修であること

○ 支給限度額

- ・ １人２０万円を上限額にその７割、８割又は９割を支給します。
- ・ ２０万円を超えた改修費については利用者の負担となります。
- ・ ２０万円を超えない分については、残りを次回改修時に利用できます。

○ 住宅改修実施の流れ

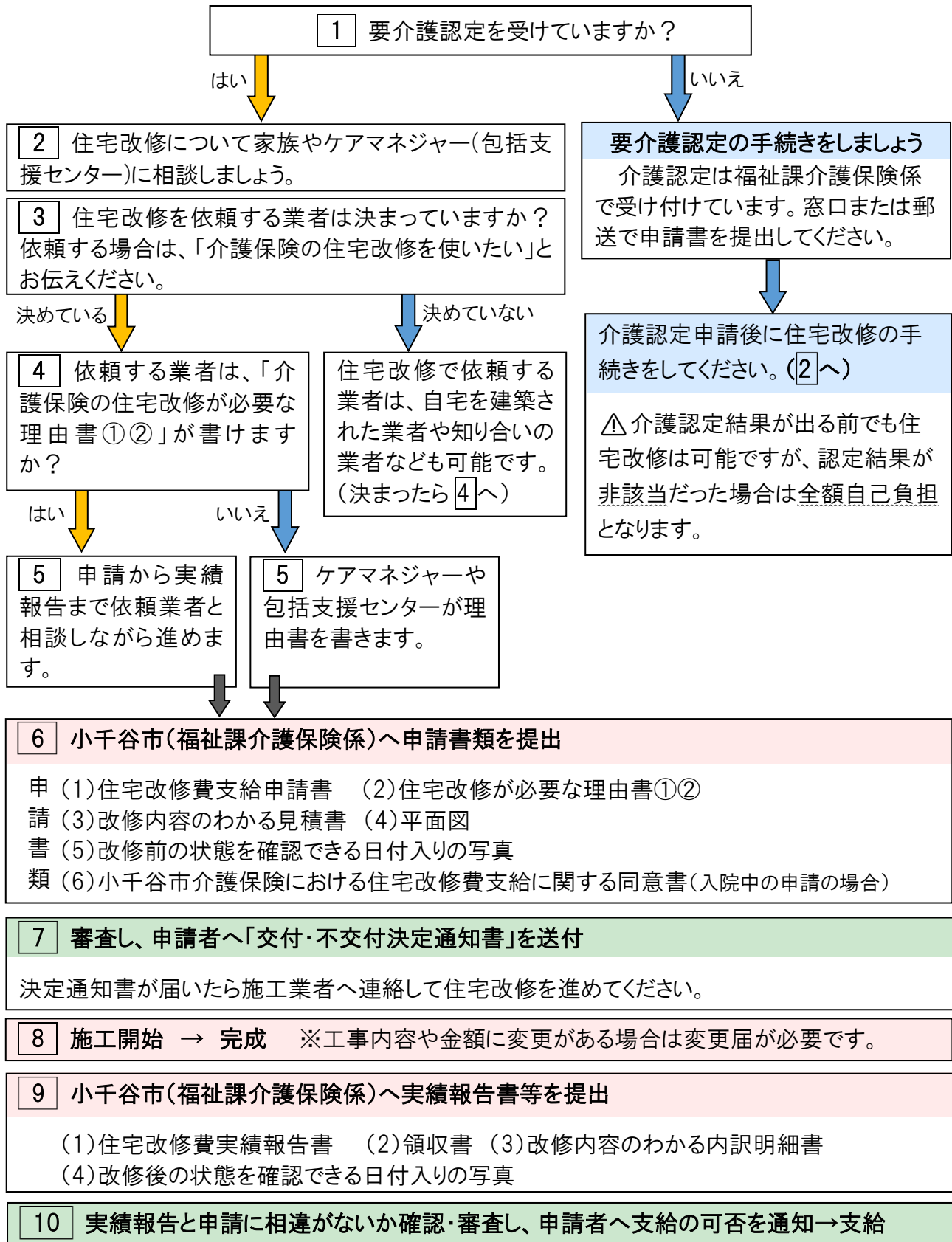
提出書類など、申請の流れについては裏面をご確認ください。

⚠ 注意

- ・ 工事を行う前に必ずケアマネジャーなどに相談し、手続きを行ってください。
- ・ 事前に申請し、認められた改修工事が審査の対象となります。
- ・ 事前に申請のない改修工事は対象になりません。
- ・ 交付決定後に工事内容(例：手すりを短くしたなど)や金額に変更があった場合は、見積書・図面・写真を添付した「介護保険住宅改修工事変更届」が必要です。

《 住宅改修申請の流れ 》

⚠ 事前申請が必要です。交付決定前に工事を行うと、全額自己負担となります。



不明な点は、小千谷市福祉課介護保険係(83-3517)までお問い合わせください。